



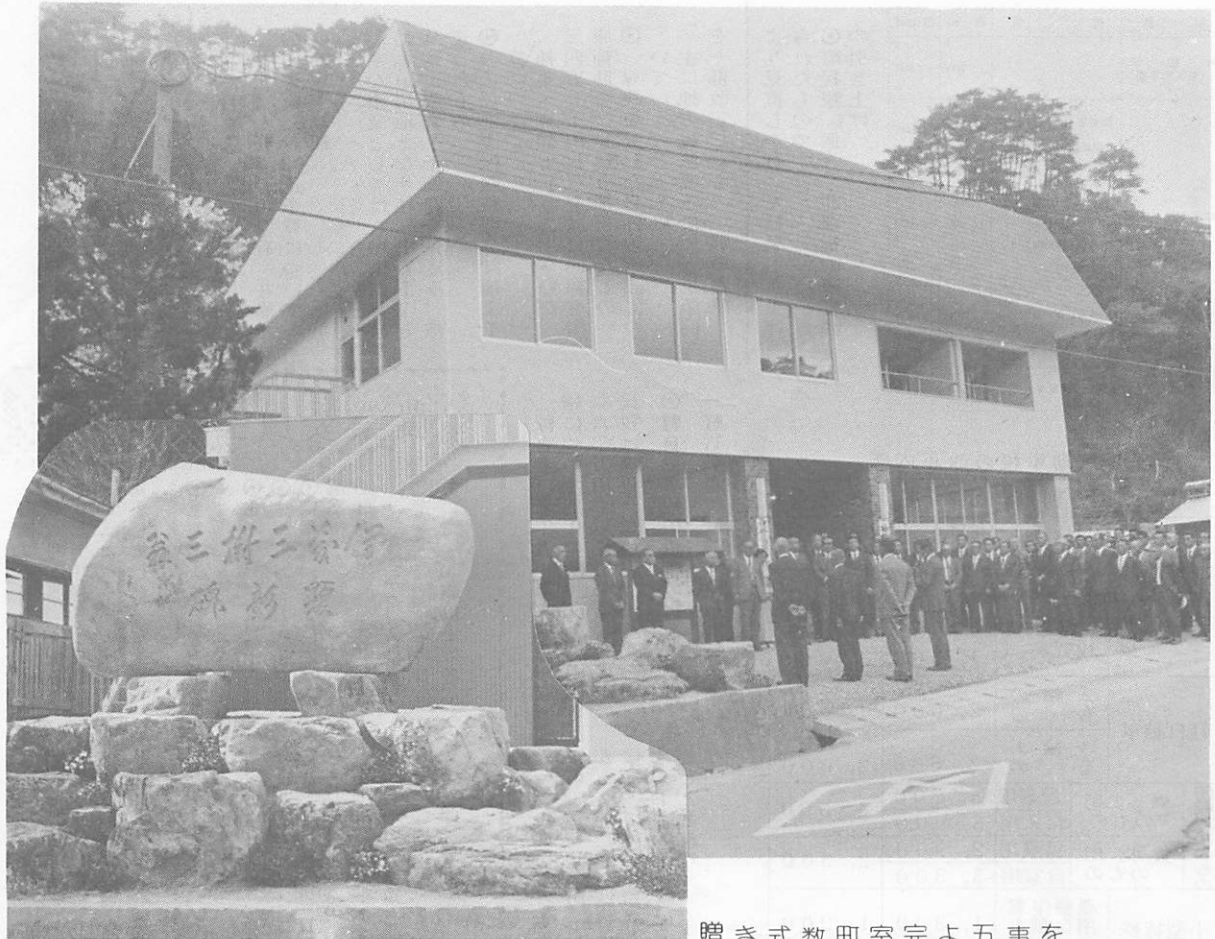
とくち

1976 5 / 7

発行者 徳地町長

編集者 徳地町企画室

印刷所 今澄印刷



「柚野公民館」落成

故伊藤三樹三翁顕彰碑 建立

町では、柚野支所の老朽化に伴ないこれを解体し、新しく公民館の建築を決め総工事費三千五十万円、鉄骨二階建、延面積三三五、八八一平方メートル、施工者榊林組によって工事が進められていましたがこの程完成し四月九日午後一時より新館二階会議室に県教育長、県議会議員、町議会議員、町議会議員、地元および工事関係者多数出席のもとに落成式が行なわれました。

式は工事経過報告、町長のあいさつに引き続き施工者、設計者にそれぞれ感謝状が贈られ県教育長、県議会議員、町議会議長の祝辞があり盛大に式を終了しました。

引き続き故伊藤三樹三翁の遺徳を偲び、長年にわたる業績を永遠に残さなければと顕彰碑の建立に地元有志が發起され、柚野地区住民を中心に他地区に移られた方々、町議会議員、町職員の賛同を得て、翁と永年友好の厚かった地元有志の方々の働きにより顕彰碑（自然石）が同公民館前庭に建てられ除幕式が行われました。

▲柚野公民館と顕彰碑

出席者一同、翁のありし日の面影を思い浮かべながら一分間の黙とうをし翁の孫にあたる伊藤千波君（柚野中三年生）の手によって除幕が行われ翁の業績を永遠にしのおこたになりました。



議会だより

町議会才一回臨時会

予算
総額 十九億六千四百六十八千円

中央小にプール建設はじまる

昭和五十一年臨時才一回町議会を四月十三日招集、会期一日で次の議案五件、報告一件を審議可決しました。引き継ぎ議員の緊急提案として暴力追放に関する決議を提出議案内容については、次のとおりです。

- ◎ 国民健康保険条例の一部改正について
課税限度額(一世帯当り)十二万円を十五万円に引き上げたもの
- ◎ 財産処分について
大字堀宇二の宮、保安林八二、五一五平方メートルを中国縦貫自動車道用地として日本道路公団に売却したもの。
- ◎ 工事請負契約の締結について

地方税法の改正による

昭和51年度町税改正

◎ 町民税(個人・法人)の均等割の引き上げ
本年住民税は地域社会の費用を住民がその能力に応じ、広く負担するという性格をもっているものであります。

個人町民税の均等割については昭和二十六年以来据え置かれていたもので、これの間における消費者物価指数三、四六倍、地方公共団体の行政サービスの伸び等に

| 税目 | 種別 | 改正前 | 改正 |
|------------|----------------------|-------|--------|
| 町民税(個人均等割) | | 円 200 | 円 700 |
| | | | |
| 町民税(法人均等割) | 資本金1億円以上(従業員数100人以上) | 4,000 | 24,000 |
| | 資本金1億円以上(従業員数100人以下) | 4,000 | 12,000 |
| | 資本金1,000円以上1億円以下 | | |
| | 資本金1,000万円以下 | 2,400 | 7,200 |

① 従って町民税は300円(前100円)となりますから町民税として1,000円課税されることになります。

軽自動車税の改正内訳

| 種別 | 改正前 | 改正 | |
|---------|--------|-------|-------|
| | | 円 | 年額 |
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 500 | 650 |
| | 90 " | 800 | 1,000 |
| | 125 " | 1,000 | 1,300 |
| 軽自動車 | 2輪の | 1,500 | 2,000 |
| | 3輪の | 2,000 | 2,600 |
| 四輪以上のもの | 乗用の | 4,500 | 5,200 |
| | 乗用の | 5,900 | 5,900 |
| | 貨物の | 2,500 | 2,900 |
| | 貨物の | 3,300 | 3,300 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,000 | 1,300 |
| | その他 | 3,000 | 3,900 |
| 二輪小型自動車 | | 2,500 | 3,300 |

◎ 国民健康保険特別会計補正予算について
補正予算額としては、三万四千五百円税収を減じ同額を国庫補助金に見込み補正したもので、専決処分した事件の承諾について、主に地方税法改正に伴う税条例の一部改正したもの(別項参照)

より見直しを行った結果引き上げられたものです。
◎ 町民税(個人)非課税の限度額の引き上げ

農業委員会委員選挙

町農業委員会委員の任期が六月二日満了することにより町選挙管理委員会では次のとおり日程を発表しました。

◎ 選挙による委員の定数 十三人

◎ 告示の日 五月十六日

◎ 選挙期日 五月二十三日

◎ 選挙権および被選挙権 選挙権

(1) 町内に住所を有する者 (一月一日現在)

(2) 選挙人名簿確定の日において満20歳以上の者

(三月三十一日)

◎ 10アール以上の農地について耕作の業務を営む者および同居の親族又は配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する日数があるもの

◎ 被選挙権

◎ 選挙の期日において満20歳以上の者で選挙権の項に該当する者

◎ 立候補届出期間 五月十六日から五月十七日まで午前8時30分から午後5時まで

◎ 立候補届の書類

◎ 本人の届出

イ、候補者届

◎ 軽自動車税の税率の引き上げ
軽自動車税は、道路損傷負担金

障害者、老年者、未成年者、寡婦について前年の所得が七〇万円(六〇万円)以下である場合は町民税は課税しない。

としての性格を有するものとされ、昭和四十年以来据え置かれていたが道路管理費の増加等に伴って見直しが行われその税率をおおむね三十%程度引き上げることとされた。

◎ 固定資産税について

昭和五十一年度は、土地の評価替えに伴う新負担調整措置が設けられた。即ち昭和五十一年度から昭和五十三年度までについては、昭和五十一年度評価額の昭和五十一年度の課税標準額に対する上昇率に応じて定める負担調整率を毎年年度年度の税額に乗じて求めることになりました。その結果、所有権の移転、地目変換、家屋等の異動がない場合おおむね農地宅地について十%、山林(原野)について二十%の税増額となる見込みであります。



国民年金だより

多い額の年金を

もらうために

付加保険料を納めましょう

国民年金に付加年金という制度があることをご存知ですか。この付加年金というのは「多くの保険料を納めてもよいから、より高額な年金を受けたい」という強い要請に応じて設けられた制度であって、現在納めている一般保険料のほかに月額四〇〇円の付加保険料を納め、将来、老齢年金を受けるときに、その納めた期間に応じて一定の額が上積みされて支給されるものです。

たとえば、一般保険料、付加保険料とも二十五年間納めた場合、年金額は三九九、六〇〇円となり、一般保険料だけの場合（年金額は三三九、六〇〇円）に比べて付加

年金部分の六〇、〇〇〇円が上積みされております。

また、年金額は年々、増額されておられ、一生支給されるものですから、この差額も一生続くこととなります。

この付加年金は一般保険料を納めておられるかたは、希望すればどなたでも加入できますので、もし、付加年金へ加入しておられないかたがあれば、手続きは簡単です。ですから、いますぐにも町役場国民年金係まで申し出られるようおすすめします。

くわしくは町役場国民年金係へおたずねください。



母子相談員 有 近 愛 子 (36歳)
住所 徳地町大字堀字上佐

永い間、母子相談員としてお世話して下さいました「玉井忠子」さんの後任として、四月一日付で皆様のお役にたたせて頂くことになりました。

まだまだ未熟者で私自身悩みと、心配ごとをたくさん背負い、とても皆様に十分なお世話が出来ますかどうか不安な毎日ですが、福祉事務所、役場町民課、母子福

祉協力員の方々のご指導ご協力をいただきながら一日も早く、皆様のお役に立つよう頑張っていくしたいと思います。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせは
町役場町民課民生才一係
電話 ②一一一(内線)二五四
有線……………五九四一

昭和五十年度

日赤社費 募集

本年も五月一日から三十一日までの間、赤十字社費の募集が展開されることになりました。

赤十字は美しい心と力を合せて人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性の七原則に従って活動をづけています。この活動費も町民の皆様が社員となつていただき、その社費によって成り立っております。

ただいま各部落駐在員さんを通じてお願いいたします。

なお、社員になられた方の社費は年額三〇〇円となりました。旧社員制度による一〇〇円社員の方は三〇〇円社員に切替えていただく運動をしています。

昭和五十一年度

戦没者追悼式が行われます

町では、昭和五十一年戦没者追悼式を次のとおり行います。

◎日時 五月二十一日(金) 午前九時より

◎場所 堀中学校講堂

◎送迎 串↓島地↓堀 ↓それぞ 袖野↓八坂↓堀

れ貸切バスが運行されます。

詳しくは町より各遺族にご案内がありますので多数出席して下さい。

五月一日より

井上医院

袖野診療所 開設
四月二十二日町議会才二回臨時

議会を招集し直営袖野診療所を医師の現状から閉鎖することとしました。

その後医師会との相談の結果、後任に堀井上英正医師が五月一日より井上医院袖野診療所として開設されることになり週二回(水、金)午後一時三十分から五時まで診療をされることになりました。

二級建築士試験

県では、次の要領で二級建築士の試験を行います。

▼受付期間 五月十七日から五月二十一日まで

▼受付場所 県建築課 (山口市滝町一一)

▼受験資格 建築士法第十五条に該当するもの

▼試験日時 七月二十四日(土) 九時〜十六時三十分

(一)学科 九月十九日(日) 十二時〜十六時三十分

▼試験会場 山口市

(二)設計製図 山口市建築士会 吉敷郡小郡町 県立山口農業高等学校

山口市建築士会 (山口市大手町五一四)

山口市滝町一一

県建築課 電話 山口②一三一一 (内線 五四三)

延納分の納税は

五月三十一日まで

五月三十一日は所得税の納税の日といっても、これは、五十年分確定申告によって、三月十五日までに納税額の半分以上を納め残りを延納することになった方の、その延納分の納税最終日のことです。この延納分には、日歩二銭の利子税がかかりますが、五月三十一日の納税におけると、六月一日から延滞税がつくこととなります。から、期限におくれる事のないように納税してください。

明るく

住よい 町づくり

町議会暴力追放を決議

昨年からの県内各地で暴力団による暴力行為が続発しています。

県では、このような暴力行為を県下から追放するための暴力追放県民会議の設立を進めてきました。

この暴力追放県民会議は県下八ブロックに分け各支部ごとに運動を徹底し県民総ぐるみで運動を進めようとします。

町でも、この運動にそって三月三十一日山口、防府支部(山口市、防府市、秋穂町、阿東町、秋芳町、美東町、小郡町、徳地町)が結成され引き続き防府、徳地分会を結成し各関係機関、団体の協力により、明るく住みよい町にするよう運動をすすめています。

特に町議会は四月十三日暴力追放決議文を決定し、町民あけて暴力追放運動をすすめる安心して生活できる住みよい環境にするため、ひとりひとり心がけたらいいものです。

昭和五十一年度 母子保健推進員 きままる

明日の徳地町を担う「子供達」このすべての子供達が健康で幸福であってほしいものです。健やかな子供を生み育てるためには、両親がまず健康でなければならず、特に母体の健康は、生まれる赤ちゃんに大きく影響します。そこで、母子保健推進員制度がつくられ、町では四十七年度から本格的な活動がはじめられました。本年度の母子保健推進員は次の方々で主な活動内容をお知らせします。お気軽に相談ください。

◎ 妊産婦や乳幼児に対して、妊婦健診や乳児健診、三歳児検診、育児相談や予防接種などを受けようとする。



◎ 母子栄養食品の申請手続きをするようすすめる。
◎ 母子保健に関する援助を必要とする妊産婦、乳幼児等に接したとき又は相談を受けた時、町の関係職員に連絡し適切な支援をする。

| 部落名 | 推進員氏名 | 担当地区 | 有線番号 |
|------|-------|------------------|------|
| 深谷 | 宮田晋代 | 大字深谷 | 3096 |
| 市 | 小松孝子 | 大字小古祖 | 3163 |
| 関 | 道下トメコ | 才谷関部谷 | 3279 |
| 堀 | 林 敦子 | 大字堀 | 2394 |
| 沖ノ原東 | 吉松トミコ | 旧伊賀地区 | 3807 |
| 西大津 | 高木久代 | 旧摩見小地区 | 3662 |
| 上八坂上 | 松田隆子 | 大字八坂 | 5334 |
| 羽 高 | 田中良子 | 大字三谷 | 5663 |
| 中央上 | 伊藤布沙子 | 下庄、上河内、中央上、中庄、河内 | 6092 |
| 御馬 | 河村八重子 | 御馬、間方 | 6044 |
| 夏焼中 | 河村テル子 | 大字引谷 | 5393 |
| 西村 | 松村八千代 | 大字上村 | 6518 |
| 上市 | 玉岡光江 | 大字島地 | 6583 |
| 下藤木 | 重田沢子 | 大字藤木 | 6794 |
| 大久保 | 牛見静江 | 大字山畑 | 6955 |
| 横山 | 梅田千代子 | 大字野谷 | 7495 |
| 柚木 | 伊藤澄子 | 大字柚木 | 7452 |
| 安養地区 | 貞弘イクエ | 大字堀内 | 2593 |
| 遠内二区 | 阿部貴子 | 遠内 | 2791 |

バレーボール教室

町体育協会では、四月二十五日堀中学校構内に町内各チーム指導者五十数名が参加、バレーについての技術指導を受けました。この指導には防府市よりママさんバレーで全国優勝チームより竹下さんを迎えて行われました。



家事相談のお知らせ

山口家庭裁判所では、夫婦、親子、相続、その他家庭内の問題に

県では、県民のみなさんを、県の施設などに御案内して、県政についてのいろいろな御意見をお聞きするため、次のとおり、「目で見る県政教室」を実施します。多くの参加をお待ちしています。

「目で見る県政教室」

参加者の募集

◎ 参加資格
20歳以上の一般県民で山口市防府市、小郡町、阿東町、秋徳町、徳地町に居住する方を抽選で50名案内します。

◎ 申込方法
ハガキに住所、氏名、年齢、職業をはっきり書いて、山口市滝町一の一干753 県庁広報課「目で見る県政教室」係へお申込みください。〇しめ切り
五月二十二日(出)(当日必着のこと)

◎ 集合場所と時間
徳地町……八時までに国鉄バス防府駅前

◎ 参加経費
昼食代 一人二〇〇円当日いただきます。その他経費不用

◎ 終了は十五時、バスで朝の集合場所まで送ります。

◎ 参加者の決定については、県がお知らせします。
詳しくは町企画室広報係、または県広報課へおたずね下さい。

六千七百五十円

これは、山口市周布町の生中章子さんから、家庭教育学級の講師謝礼を社会福祉事業のためご寄付

いずれもありがとうございました。社会福祉事業のため有意義に役立てていただきます。

記事訂正のお詫び

四月号広報六頁中、国民年金の保険料が改正されたことについてこれまで一カ月一、〇〇〇円からとありますが、一、〇〇〇円からの誤りでしたお詫びして訂正させていただきます。

五月の税金

固定資産税 一
軽自動車税 期



▼六七九円
町内の篤志者より寄付
一万円

▼一万円
大字上村字上村の池田祿彦さんから、ご尊父、故一彌さんの香典返しの一部としてご寄付
一万円

防府市迫戸町の水田初男さんから、お子様の、故京子さんの香典返しの一部としてご寄付